



# 長野県報

12月3日(月)  
平成19年  
(2007年)  
第1920号

## 目 次

### 告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水対策課）	1
職場適応訓練委託要綱の一部改正（雇用・人材育成課）	2
訓練手当支給要綱の一部改正（雇用・人材育成課）	2
<b>公 告</b>	
特定非営利活動法人の設立の認証申請（4件）（NPO活動推進課）	2
平成20年度及び平成21年度において県が調達する製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査（管財課）	3
一般競争入札（管財課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	5
土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（農地整備課）	6
皆伐面積の限度（森林整備課）	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	7
建築基準法に基づく道路の位置の指定（3件）（建築管理課）	7
一般競争入札（県立病院課）	8
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課）	9
運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修及び資格審査（東北信運転免許センター）	9
正誤（産業政策課）	9
（高校教育課）	9



### 長野県告示第596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

諏訪市

2 都市計画事業の種類及び名称

諏訪都市計画下水道事業 諏訪市公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年3月11日から

平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年長野県告示第132号、昭和53年長野県告示第150号、昭和55年長野県告示第257号、昭和56年長野県告示第824号、昭和58年長野県告示第311号、昭和59年長野県告示第649号、昭和61年長野県告示第259号、昭和63年長野県告示第397号、平成3年長野県告示第407号、平成4年長野県告示第846号、平成8年長野県告示第313号、平成11年長野県告示第237号、平成13年長野県告示第327号及び平成16年長野県告示第543号の事業地に、諏訪市大字四賀字石橋通、字猫作通、字御領瀬通、字小舟作通、字ヲッポリ通及び字仲田通を加え、大字上諏訪字合戦場及び字木留場並びに大字四賀字神宮寺道下通、字柳元通、字塚田通、字庄の田通、字猿白通及び字中島並びに大字湖南字鍵田、字蒲ツ原、字大道下、字堀合、字西河原、字桜坪、字水地田、字城下、字神宮寺田、字小田、字北真志野及び字北武井田並びに大字中州字神田及び字湯田並びに大字豊田字西裏、字船戸、字北村、字久保田、字宮垣外及び字十二ノ木地内において事業地を変更する。

生活排水対策課

**長野県告示第597号**

職場適応訓練委託要綱（昭和38年長野県告示第502号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日以後の職場適応訓練から適用します。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

第2第6号中「第1条第1項第8号イ(1)から(4)」を「第1条の4第1項第7号のイの(1)から(4)」に改める。

雇用・人材育成課

**長野県告示第598号**

訓練手当支給要綱（昭和41年長野県告示第641号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日以後に公共職業訓練又は職場適応訓練を受け始めた者に係る訓練手当から適用します。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

第2第3項中「同条第2項」を「同条第3項」に、「50日」を「40日」に改める。

雇用・人材育成課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年11月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人親和

3 代表者の氏名

森 章子

4 主たる事務所の所在地

上田市舞田497番地10

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者、幼児に対し、充足した日常生活に必要な宅幼老所運営、地域生活支援事業、介護給付事業を行い、張りを持って快適なくらしができるよう福祉サービスを提供し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年11月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人気塾

3 代表者の氏名

小泉連夫

4 主たる事務所の所在地

上田市下室賀783番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害福祉サービス事業の経営を中心に、さまざまな活動を通して、障がいをもたれた方々の社会的自立の促進と地域の交流、職業能力の開発や就労支援を行い、もって在宅障がい者福祉の向上と地域の福祉意識の高揚・環境の整備に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年11月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもサポート上田

3 代表者の氏名

依田知恵

4 主たる事務所の所在地

上田市常田2丁目26番15号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや青年ならびにその親に対して、不登校や引きこもりに関する支援事業を行い多様で広がりのある学びや社会参加の実現に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課